

社会福祉法人若葉会役員報酬規程

- 第1条 この規程は、社会福祉法人若葉会の評議員・理事・監事としての報酬規程である。
- 第2条 この報酬とは、評議員・理事・監事の業務に関する報酬規定である。
2 報酬額については別表1の額とする。
- 第3条 常勤職員が役員を兼ねている場合は、役員報酬は支給しない。
- 第4条 非常勤職員が役員の場合は、各施設の業務についている場合その業務について各施設からの報酬は別途支給する。
- 第5条 評議員会・理事会・監事会開催時には、交通費並びに日当を支給する。
2 その額は、別表2の額とする。
- 第6条 この規程に定めのないものに関しては、理事長の専決事項とし、後に開催される評議員会・理事会において承認を得ることとする。
- 附則 この規程は、平成29年度に行われる最初の評議員会・理事会において承認を受け、平成29年4月1日に遡って適用する。